「令和４年度馬路村 地域おこし協力隊（自伐型林業）」募集要項

　高知県馬路村は県東部に位置し、徳島県と県境を並べる山村です。

　村の総面積の９６％を森林が占めており、高知県の県木である魚梁瀬杉の産地として古くから林業が盛んに行われてきました。しかし、林業従事者の高齢化、後継者不足等により、山林の整備が十分に行き届いていないという課題を抱えています。村では、この課題に対し、自伐型林業を推進することにより対応していきたいと考えています。そこで、村内で自伐型林業による間伐等の実践に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

※自伐型林業とは、小規模な施業地に、幅員2.5m程度の小規模で高密度な作業道を開設することで、小型機械でも生産性と安全性を確保しながら実施することができる林業です。少人数で実施することが可能で、一般的な林業よりも長期にわたり繰り返し間伐施業を行うことで、生産性の向上を図ることができ、また災害を予防する効果も高いとされています。

１　募集人員　地域おこし協力隊　若干名

２　求める人材

（1）林業に関心のある方（未経験者可）

（2）自然が好きな方

（3）協力隊終了後も自伐型林家として馬路村に定住する意思のある方

（4）村の会計年度任用職員にふさわしい責任のある行動がとれる方

（5）組織の一員として他の職員と協調して業務に携わることのできる方

（6）地域住民との信頼関係を築ける方

（7）健康で明るく誠実に職務を行える方

３　業務内容

（1）林業研修による技術の習得

（2）自伐型林業の実践と普及

（3）その他、村長が必要と認める業務及び活動に関すること。

４　応募資格

（1）年齢満20歳以上45歳以下の者

(2) 生活の拠点を３大都市圏をはじめとする都市地域等から馬路村馬路地区へ移し、住民票を異動させることが可能な者

（3）普通自動車運転免許を取得している者（ＡＴ限定不可）

(4) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる者

５　勤務地

馬路村馬路地区  
  
６　勤務日数及び勤務時間

（1）勤務日数:原則週４日間

（2）週労働時間：31時間（７時間45分×４日相当、休憩時間を除く。）

（3）勤務時間：相談の上決定

７　雇用形態・期間

（1）馬路村の会計年度任用職員として馬路村長が任用します。

（2）初年度の任用期間は任用日の属する年度末までです。次年度からも年度ごとに任用することができるものとし、最長3年までとします。

（3）協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

８　報酬

月額 162,000円　　＊昇給あり

９　待遇及び福利厚生:  
（1）活動期間中の住居は村が用意します。（賃貸料は掛かります。）  
（2）健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。  
（3）勤務時間中に必要な備品等は貸与します。

（4）業務に支障がなければ、兼業を認めます。

＊馬路村での生活には移動手段として、自家用車の持ち込みをお薦めします。

10　応募手続

（1）応募受付期間　令和４年２月24日（木）～　随時

（2）提出書類（提出された書類は返却しません）  
・応募用紙（馬路村　移住・定住応援サイト（https://umaji-iju.jp）より

ダウンロード）

　・履歴書（市販のもので可。写真添付）

　・レポート（Ａ４用紙２、３枚程度で書式自由、パソコン可）

テーマ：「これからの林業への思い」又は「林家としての生活について」

※レポートにも最初に住所と氏名を記入してください。

（3）申し込み・お問合せ先  
　　〒781－6201　高知県安芸郡馬路村大字馬路443番地  
　　馬路村役場地域振興課

電話0887-44-2114

E-MAIL：shinkou@vill.umaji.lg.jp

11　選考  
（1）第１次選考

書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。

（2）第２次選考

第１次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時等は第１次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、第２次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

（3）最終選考結果の報告  
最終選考結果の報告は文書で第２次選考参加者全員に通知します。なお、

合格した場合には、健康診断書を提出していただくことになります（健康診断に係る費用は自己負担）。

　※　住民票の異動は必ず任用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。